

北九州市教育委員会の事務の管理及び執行の状況の 点検及び評価について

1 実施にかかる基本的な考え方

- 地教行法第27条では、点検・評価は、教育長及び事務局の事務執行を含む教育委員会の事務の管理及び執行の状況について行うこととされている。
- 平成26年度は、引き続き、教育委員会の事務のうち、子どもの教育にかかるものについては、「北九州市子どもの未来をひらく教育プラン」（平成21年11月策定）、生涯学習にかかるものについては、「北九州市生涯学習推進計画」（平成23年7月策定）に掲載された事務事業を同プランの策定時に設定した指標などに基づいて有効性などの視点から施策単位で点検、評価し、今後の施策、事務事業の方向性の検討に活用する。
- また、法第27条第2項では、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとされていることから、外部の学識経験者等を選任し、評価の内容などについて意見を聴くこととする。

2 点検・評価の方法

（1）点検・評価の実施単位

北九州市子どもの未来をひらく教育プラン、北九州市生涯学習推進計画の施策及び施策を構成する事務事業（施策評価・事務事業評価）

【施策】 「心の育ちの推進」など15施策

【事務事業】 146事業（教育プラン：88、生涯学習推進計画：58）

※再掲事業、他局所管事業を除く

（2）点検・評価の指標

【施策】 プラン策定時に設定した指標

【事務事業】 事業の実施状況、成果等を示す指標を設定

（3）点検・評価の手順

- ① 施策所管課（主要な事務事業の所管状況で判断）の自己評価
 - ② 企画課での総合調整
 - ③ 学識経験者等の意見聴取
 - ④ 教育委員会評価の決定
- ※点検・評価の実施主体は、教育委員会
※結果の公表時に、学識経験者の意見を付して公表

(4) 点検・評価の視点

【施策】 施策の実績・成果（有効性）、構成事務事業の状況など

【事務事業】 事業の有効性、経済性・効率性、今後の方向性など

(5) 点検・評価結果のまとめ方

【施策】 施策ごとの指標などを踏まえ、4段階で評価

- A 大変順調
- B 順調
- C やや遅れ
- D 遅れ

【事務事業】 事業の目的や実施状況などを踏まえ、4つに分類し評価結果として表示

- a 大変順調
- b 順調
- c やや遅れ
- d 遅れ

3 教育委員会の活動状況

教育委員会の透明性を高め、地域住民に対する説明責任を果たすため、教育委員会会議の審議状況や活動状況、情報発信等について報告書に盛り込む。

4 教育プランにおける4つの重点取組みの状況

教育プランの「あいさつ」、「読書」、「元気（食育・体育）」、「スクールヘルパー」の4つの重点取組みについては、取組内容、実績成果、課題、今後の取組み等について報告書に盛り込む。

5 結果の報告・公表

9月議会（本会議初日に諸報告として議会に報告、決算特別委員会で報告）

6 学識経験者の知見の活用

(1) 役割

点検・評価の客観性を担保するため、

- ・教育委員会が実施する評価の内容、評価結果、今後の方向性などに関すること
- ・点検・評価制度の改善点などに関すること 等に対して意見を述べる。

(2) 人数

2名

- ・個々の事務事業の評価に対する意見よりも、プラン全体の方向性や施策単位で意見をいただくことを想定しているため2名程度で十分と考えられること

(3) 候補者(案)

○福岡教育大学教育学部 教授 井上 豊久氏

生涯教育全般に関する研究を行い、最近では、子どもとメディア、体験学習、家庭教育等に関する活動にも積極的に研究・活動を行っている。

北九州市学力向上検証改善委員会委員、福岡県国公立幼稚園協会元会長など。

福岡市、久留米市、飯塚市など県内自治体の教育委員会事務の点検・評価の外部委員を務める。

○北九州市立大学 文学部准教授 恒吉 紀寿氏

教育プランの策定にあたって、今後の北九州市の教育のあり方を検討した「子どもの未来をひらく教育改革会議」の座長。

平成17年8月から社会教育に関して、教育委員会に助言する社会教育委員(平成23年12月社会教育委員会議議長)。生涯学習推進計画策定における「北九州市生涯学習推進計画検討委員会」の座長。教育学(社会教育学)が専門。

7 スケジュール(案)

4月下旬 ~ 5下旬	教育委員会会議 施策所管課による点検・評価
6月上旬 ~ 下旬	企画課による総合調整、行政評価担当部局との調整
7月上旬 ~ 8月上旬	外部委員への説明、意見聴取 結果報告書とりまとめ
8月中旬頃	教育委員会会議 点検・評価の確定
9月	9月議会 諸報告、決算特別委員会報告 市HPで公表(議会への報告後)

8 市長部局の所管する事務事業などの取扱い

○「北九州市子どもの未来をひらく教育プラン」、「北九州市生涯学習推進計画」には、市長部局所管の事務事業が含まれているが、点検・評価の対象としては、教育委員会所管事務及び補助執行分(子ども家庭局青少年課及び市民文化スポーツ局文化政策課、文化振興課所管分)とする。

9 その他

○市・行政評価の動向

平成22年度から、北九州市基本構想・基本計画(「元気発進!北九州」プラン)の進捗管理を目的として「行政評価」を実施している。

この「行政評価」には教育委員会所管施策も含まれているため、「教育委員会事務の点検、評価」との整合性を図り、評価にかかる事務負担を軽減する観点から、使用する様式・評価方法などを可能な範囲で統一していくこととしたい。

平成26年度の点検評価報告書全体構成（案）

□ 第1章 教育委員会の活動状況について

- 1 北九州市教育委員会
- 2 教育委員会会議の状況
 - (1) 審議の状況
 - (2) 傍聴者の状況
- 3 教育委員の活動状況
 - (1) 他都市先進事例視察
 - (2) 学校訪問(各種式典への視察、出席等)
 - (3) 関係団体との意見交換
- 4 教育委員のコメント(活動を通じた所感)
- 5 教育委員会の情報発信について
 - (1) 教育委員会議の情報発信
 - (2) 教育委員会事務局・学校の情報発信
- 6 「教育委員会の活動状況」についての学識経験者の意見

□ 第2章 教育委員会事務に係る点検・評価について

- 1 点検・評価についての基本的な考え方
- 2 各施策の点検・評価(総括)
 - (1) 各施策の進捗状況
 - (2) 4つの重点取組みの状況
- 3 各施策の点検・評価(施策評価及び学識経験者による意見)
※施策1～10までは、「子どもの未来をひらく教育プラン」掲載事業
 - 施策1 心の育ちの推進
 - 施策2 確かな学力の向上
 - 施策3 健やかな体の育成
 - 施策4 子どもの意欲を高め、特性を伸ばす教育の推進
 - 施策5 特別支援教育の充実
 - 施策6 信頼される学校・園経営の推進
 - 施策7 教育環境の整備
 - 施策8 家庭における教育・生活習慣づくりの充実
 - 施策9 地域と連携した学校運営の実現
 - 施策10 地域における教育活動の充実
※施策11～15までは、「生涯学習推進計画」掲載事業
 - 施策11 学習機運の醸成・情報提供と相談体制の整備
 - 施策12 市民一人ひとりに対する多様な学習機会の充実
 - 施策13 地域活動をリードする人材の育成・学びの成果の活用
 - 施策14 学習を支える体制づくりと環境整備
 - 施策15 学校教育、家庭教育への支援や学校、家庭、地域の連携強化
- 4 (参考)各施策の指標及び事務事業一覧
施策1～施策15までの「指標」・「事務事業」について、「参考」としてその一覧を記載

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（事務の委任等）

第二十六条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。

二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

三 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。

四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

五 次条の規定による点検及び評価に関すること。

六 第二十九条に規定する意見の申出に関すること。

3 教育長は、第一項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下この項及び次条第一項において「事務局職員等」という。）に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第二十七条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第三項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。